

# 鶴見区生涯学習推進員要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、大阪市生涯学習推進員設置要綱（以下「市設置要綱」）に基づき、鶴見区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （任務）

第2条 市設置要綱第2条第4号の任務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習ルーム事業の企画・運営
- (2) 鶴見区が行う生涯学習事業の取り組みにおける同区と連携しての生涯学習の推進および参画と協力
- (3) 区民に対する学習相談や情報提供、生涯学習についての啓発を行うために必要となる知識の習得について
- (4) その他生涯学習の振興のために区長が必要と認める業務

## （連絡会）

第3条 生涯学習推進員は、委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、生涯学習推進員相互に連携して、前条に掲げる任務を効果的に遂行することを目的に、連絡会を開催する。

## （委嘱予定者の推薦）

第4条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

## （細則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、鶴見区長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。